

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

## RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

土壌の汚染に係る環境基準に、「クロロエチレン(別名:塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」及び「1,4-ジオキサン」が新規に追加されます。

項目	環境上の条件
クロロエチレン (別名:塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき0.002mg以下 であること
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下 であること

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準において、今までは「塩化ビニルモノマー」の項目名が使われておりましたが、施行後は「クロロエチレン(別名:塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」へと項目名が変わります。

施行日 平成29年4月1日

水質汚濁防止法に関する各種水質分析または土壌分析についてのお問い合わせは下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

《土壤汚染に係る環境基準～抜粋～》 ★印は平成29年4月1日より新規追加

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1㍓につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき0.4mg以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐(パラチオン, メルパチオン, メルジメトシ及びEPNIに限る)	検液中に検出されないこと
鉛	検液1㍓につき0.01mg以下
六価クロム	検液1㍓につき0.05mg以下
砒素	検液1㍓につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては土壌1kgにつき15mg未満
総水銀	検液1㍓につき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液1㍓につき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1㍓につき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1㍓につき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1㍓につき0.1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1㍓につき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1㍓につき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1㍓につき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1㍓につき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	検液1㍓につき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1㍓につき0.002mg以下
チウラム	検液1㍓につき0.006mg以下
シマジン	検液1㍓につき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1㍓につき0.02mg以下
ベンゼン	検液1㍓につき0.01mg以下
セレン	検液1㍓につき0.01mg以下
ふっ素	検液1㍓につき0.8mg以下
ほう素	検液1㍓につき1mg以下
★ クロロエチレン	検液1㍓につき0.002mg以下
★ 1,4-ジオキサン	検液1㍓につき0.05mg以下